

(2) 弁償および懲戒

物品を亡失または損傷した場合の弁償責任の有無は、貯蔵品については監察局長が、決算品については支社長（鉱業所にとっては鉱業所長）が検定を行い、故意または重大な過失によるものと認められるものについては、時価によりその価額または減損価額を弁償させる。ただし物品の取扱者または使用者が、故意または重大な過失により物品を亡失または損傷した場合の物品出納役または物品出納員の保管責任については、正規の監督を怠ったときは、懲戒その他相当の処分を免れることができない。

なお弁償のほか懲戒その他相当の処分を併科する必要があると認められる場合は、関係局長に対して処分の要求を行い、弁償と懲戒その他の処分を併科することができる。（清水光利）

ほかんきかん 保管期間 着駅到着貨物を荷受人がいつまでも引渡しを受けず駅構内に保管の状態に置くときは、運輸上支障をきたすので、つぎのように保管期間を定めて、引渡しのそく進をはかっている。

到着通知を出したとき、到着通知不要の免責特約があるとき
は引渡準備の終わったとき、または通知にかわる掲示をしたとき
から起算し、つぎのとおりである。

- | | |
|----------------------------|-------|
| 1 小口扱貨物 | |
| (1) 火 薬 類 | 2 時間 |
| (2) 動物、火薬類以外の危険品および汚い品 | 12 時間 |
| (3) その他の貨物 | その翌日中 |
| 2 車扱貨物 | |
| (1) 貨車の場合 | |
| ア 火薬類(火薬類と他の貨物とを共載した場合を含む) | 2 時間 |
| イ その他の貨物 | 5 時間 |
| (2) 自動車の場合 | 1 時間 |

なお上記の期間を経過すると貨物保管料を収受する。

（重森直樹）

ほかんてんかん 保管転換 物品出納役から他の物品出納役に物品の＊保管を移転すること。すなわち物品は貯蔵品たると決算品たると、予備品たるとその整理区分のいかに問わず、すべて物品出納役の保管に属している。しかし国鉄のあらゆる機関に所在する物品のすべてにわたり、物品出納役が保管することは困難であるので、一定範囲の物品については物品出納員を設置して保管を分掌させる（この場合には物品出納役はこれを監督することになる）のであるが、物品出納役間において整理区分には変更を生ぜず、保管責任の帰属だけが変わることを保管転換といい、また物品出納役と所属物品出納員との間において、保管責任の帰属だけが変わることを**保管換**といい、前者と区別しているのである。その場合にも共通することは物品の整理区分が変わらないという点であり、保管責任の転移とともに、整理区分が変わる場合（たとえば貯蔵品を払出して決算品とする場合）または物品出納役と所属物品出納員との間において、保管責任の転移とともにその物品の性格が変わる場合（たとえば物品出納役から物品出納役たる工事担当者に使用を目的として貯蔵品の引渡しをする場合、工事担当者から物品出納役に工事の発生品を貯蔵品に受入れるため引渡しする場合等）においては保管転換または保管換の範囲に属さないのである。保管転換は通常略して保転とも呼ばれるが、保管換も略して保転と呼ばれる場合もある。

保管転換は貯蔵品、決算品および予備品のいずれの場合にもなされるのであるが、保管換は通常決算品についてのみなされ

る事項である。

すなわち工事担当者に引渡し前の貯蔵品および予備品については、物品出納員が保管業務を分掌することがあるが、これを出納する場合はすべて物品出納役の名においてなされることになっている。したがってこれを他の物品出納役に対し、そのままの整理区分で払出す場合は、保管転換となるが、所属の物品出納員（工事担当者等）相手に払出す場合は、通常使用を目的とした引渡しすなわち決算を前提としており、単なる保管場所の転移ではなく、また物品出納員が使用を目的として引渡しを受けた貯蔵品や予備品を他の物品出納員に送付することもないから、保管換という事態も生じないのである。これに対し、決算品についてはすでに費用として計上されたものであるから、使用し得るかぎりはそのまま使用できるものである。したがってこれを保管する物品出納役から、新たにこれを必要とする物品出納役に送付する場合（物品出納役所属の物品出納員が保管するものを、他の物品出納役またはその所属物品出納員に送付する場合を含む）は保管転換となり、物品出納役から所属の物品出納員に送付する場合、および物品出納役所属の物品出納員間で受授する場合は保管換となるのである。

保管転換の意思を表示し、かつこれを進行させるものとしては**保転票**および保転伝票または物品送付書がある。保転票は甲（請求書→保転命令書）乙（発送報告）丙（代理発行通知兼命発通知）の3片からなり、物品出納長（分任物品出納長を含む、以下同じ）が他の物品出納長から物品の保管転換を受けようとする場合に発行するものであり、保転伝票は控（発行箇所控）甲（発側決算箇所）乙（受側決算箇所）丙（領収書）丁（送付書）の4片からなり、物品出納役が相手方に貯蔵品を保管転換する場合に発行するものである。また物品送付書は甲（発行箇所控）乙（代価報告書）丙（領収書）丁（送付書）の4片からなり、保転伝票、引渡票等を発行しないで物品を送付する場合に物品出納役または物品出納員が発行するものである。

保管転換の意思表示は、通常保管転換を受けようとする側すなわち受側から行うものであるから、保転票も原則として受側において発行することにしており、その表意者は物品出納長と定めている。物品出納長を表意者と定めた事由は、物品出納役や物品出納員は善良な管理者の注意をもって保管し、これが出納をその任務とし、物品を自らの意思によって出納する権限を有せず、必ず物品出納長の命令にもとづいて出納するものであり、物品を受入れたり払出したりする発動者は物品出納長だからである。しかし中央調達品を充当と同時に保管転換する場合、石炭を保管転換する場合、使用現場その他に散在する丙種貯蔵品を所定の集中用品庫に保管転換する場合等においては、必ずしも受側において保転票の発行を行うのを得策としないので、このような場合には例外的に充当計画者、関係地方資材部長、発側物品出納長等に保転票の発行を代理させ、また委任することのできるのである。

このようにして発行された保転票は、当該現品を保管する物品出納役（物品出納員を含む）の所属する物品出納長に送付し、物品出納長はこれに出納命令をして所属物品出納役に送付する。物品出納役がこの保転票（保転命令書）を受取った場合はすみやかに現品の発送準備を行い、その終了を待って関係帳簿を払出すとともに、貯蔵品の場合は保転伝票、その他の場合は物品送付書を発行して現品と同時に受側の物品出納役に送付するのであり、これにより物品受授の明確を期するとともに、保転伝票（甲・乙片）は貯蔵品勘定を積送品勘定に振替える伝票（振替伝票の一種）として所属の決算箇所に送付するのである。